

○岡谷市マルチアドバイザー事業実施要領

(目的)

第1条 岡谷市マルチアドバイザー事業（以下「本事業」という。）は、専門的知識及び経験を有する者のうち、市長が登録した者（以下「アドバイザー」という。）の助言指導（以下「助言等」という。）により、中小企業等が独自では解決困難な経営、製品、製造工程等に関する諸問題の解決を図ることによって、中小企業等の経営改善、経営基盤の強化、新製品・新技術の開発、生産工程の改善、品質管理技術の向上等を促進することを目的とする。

(助言等の範囲、対象等)

第2条 アドバイザーは、経営改善、経営基盤の強化、新製品・新技術の開発、生産工程の改善、品質管理技術の向上等中小企業等が独自では解決困難な諸問題について、当該問題の解決のための助言等を行うものとする。

2 アドバイザーによる助言等の対象は、次に掲げる要件に合致する中小企業等とする。

- (1) 創業又は経営改善等を行い、経営の向上を目指す意欲のある中小企業等であること。
- (2) 創業又は経営改善等経営の向上に係る目的若しくは目標が明確であること。
- (3) アドバイザーの派遣により支援の効果が期待できる状況であると判断されること。

3 この要領において「中小企業等」とは、市内に事業所を有し、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業者
- (2) 任意のグループ（構成員のうち、市内中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）
- (3) 創業を予定する者

(アドバイザーの登録)

第3条 アドバイザーの登録を受けようとする者は、岡谷市マルチアドバイザー事業登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出を受けたときは、その内容を審査し、登録を決定したときは、岡谷市マルチアドバイザー事業登録認定証（様式第2号）を交付するものとする。

(アドバイザーの資格要件)

第4条 アドバイザーは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、中小企業等のニーズに対応する能力及び意欲を有する者とする。

- (1) 大学、短期大学又は高等専門学校において自然科学に属する科目の教授、助教授又は講師
- (2) 自然科学に属する科目に関する研究により、博士又は修士の学位を授与された者
- (3) 法律、経営、技術等の国家資格を有する者
- (4) 大学又は高等専門学校卒業後技術に関する業務に2年（短期大学の場合は、4年）以上の経験を有し、専門的知識を有する者
- (5) 前各号に掲げる者と同等以上の学識又は経験を有すると認められる者
- (6) その他市長が適当と認める者

（アドバイザーの登録期間）

第5条 アドバイザーの登録期間は、3年とする。ただし、更新を妨げない。

（アドバイザーの謝金）

第6条 アドバイザーに対する謝金の額は、別に定める。

（アドバイザーの派遣依頼）

第7条 アドバイザーの助言等を受けようとする中小企業等は、岡谷市マルチアドバイザー事業派遣依頼書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（アドバイザーの派遣）

第8条 市長は、前条の派遣依頼があったときは、当該中小企業等の依頼内容を検討し、対応するアドバイザーを選任するとともに当該アドバイザーに対し助言等の依頼をするものとする。

2 助言等は、1件について1人のアドバイザーが行うものとする。ただし、必要に応じて複数のアドバイザーが助言等を行うことができる。

（アドバイザーに係る経費の企業負担）

第9条 助言等を依頼した中小企業等は、アドバイザーの派遣に係る経費の一部を負担するものとする。

2 前項の企業負担の設定、徴収方法等については、別に定める。

（助言等の期間）

第10条 アドバイザーが助言等を行う年間延日数は、1件当たり2日から10日程度までとする。ただし、市長の承認を得た場合は、これを延長することができるものとする。

(成果の帰属)

第11条 本事業によって得られたすべての成果の所有権等は、原則として助言等を依頼した中小企業等に帰属するものとする。

(結果等の報告)

第12条 アドバイザーは、助言等の結果を岡谷市マルチアドバイザー事業指導報告書(様式第4号)により市長に報告するものとする。

2 アドバイザーの助言等を受けた中小企業等は、岡谷市マルチアドバイザー事業成果報告書(様式第5号)により市長に報告するものとする。

(アドバイザーの登録の取消)

第13条 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当することとなったときは、アドバイザーの登録を取り消すものとする。

- (1) 業務上知り得た秘密を漏らしたとき。
- (2) 業務の執行を怠ったと認められるとき。
- (3) 本事業の目的又は内容を逸脱した行為をしたと認められるとき。
- (4) 心身の故障のため業務に耐えられないと認められるとき。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、この要領について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年3月1日から施行し、平成18年2月10日から適用する。